

特 別 記 事

小澤藍君学位請求論文審査報告

小澤藍君が提出した学位請求論文『避難民の保護におけるグローバル・ガバナンス——国連レジームとヨーロッパ地域レジームの考察』は、本学法学部政治学科在学中から一貫して避難民の問題に関心を持ってきた小澤君が、その理論・政策研究と、支援活動の現場におけるつぶさな観察を集大成したものである。本論文は、国際社会の安定のための大きな課題のひとつとなっている避難民の問題とそのガバナンスという、構造的な世界規模の問題について正面から果敢に挑戦している。

このように複雑かつ広大なテーマについて、理論と実証を的確に用いた研究を可能にしたのは、小澤君が、本塾法学研究科前期博士課程在学中に慶應義塾派遣交換留学制度でパリ政治学院ディプロム課程に留学し、後期博士課程在学中にジュネーヴ高等国際問題研究所DEA（専門研究）

課程で学位を取得した課程において、フランスの政治学とアメリカの国際関係理論の基礎を堅実に習得し、避難民研究の世界的権威の下で指導を受けることによって可能となったものである。なお、その一部はすでに小澤君が『法学政治学論究』、*Journal of Political Science and Sociology* といった査読付きの学術雑誌に発表した論文（JPSSの論文はフランス語で執筆）を土台としているが、これらを大幅に加筆修正し、体系化させたものが今回提出された論文である。

I 構成

提出論文の構成は、以下の通りである。

目次

図表目次

略語集

第一章 問題の所在

第一節 問題の所在

第二節 先行研究

- (一) 避難民の国際的な保護に関する先行研究
- (二) 関連する国際政治理論の先端

第三節 本稿の位置づけ

- (一) 避難民の保護におけるグローバル・ガバナンス
- (二) 本稿の独自性
- (三) 本稿の構成

第一部 国際レジームの検討

第二章 避難民の保護に関する国際規範の形成と拡大 (一九二一—二〇〇五年)

第一節 はじめに

第二節 大戦間期における国際規範の形成 (一九二一—一九三五年)

- (一) 国際連盟難民高等弁務官 (LNHCR)
 - 1. ナンセン期 (一九二一—一九三〇年)
 - 2. マクドナルド期 (一九三三—一九三五年)
- 第三節 第二次世界大戦へ、国際合意の蓄積 (一九三五—一九四五年)

- (一) 国際連盟難民高等弁務官 (LNHCR)
- 1. マルコム期 (一九三七—一九三八年)
- 2. エマーソン期 (一九三九—一九四五年)
- (二) 連合国 (United Nations)、難民に関する政府間委員会 (IGCR) と連合国救済復興機関 (UNRRA)
- 3. IGCR (一九三八年、一九四三年)
- 4. UNRRA (一九四三—一九四五年)

第四節 冷戦期以降の国際規範の領域的拡大 (一九四六—二〇〇五年)

- (一) 難民に関する政府間委員会 (IGCR) (一九四六年)
- (二) 国際難民機関 (IRO) (一九四七—一九五二年)
- (三) 国際連合 (United Nations) 難民高等弁務官事務所 (UNHCR) (一九五一年—)

- 1. 難民条約体制の発足 (一九五一年—)
- 2. ハンガリー危機と冷戦への本格的な介入の開始 (一九五六—一九六〇年)
- 3. 難民条約体制による規範の領域的拡大 (一九六〇—二〇〇五年)

第五節 小括

第三章 国際保護レジームの重層化と制度間協力の拡大 (一九八〇—二〇〇五年)

第一節 はじめに

第二節 難民をめぐる国際的な緊張、アフガニスタン危機の例 (一九八〇—二〇〇五年)

- (一) 一九七九年以降の難民化
 - (二) 難民をめぐる緊張関係
 - 1. 民族間の緊張
 - 2. 周辺国間の緊張
- 第三節 UNHCR の介入

(一) U N H C R のマ ン デ ー ト

1. 主たる職務
2. 付随的活動

(二) U N H C R の活動

1. 難民と国内避難民の保護
2. 国際社会へのアピールと開発援助への接近

第四節 紛争後の開発復興支援におけるU N H C R の役

割

(一) 難民の帰還促進

1. アフガニスタン
2. イラン
3. パキスタン

(二) 国際社会へのアピール

1. 資金拠出国へのアピール
2. 国際機関へのアピール

第五節 小括

第二章 ヨーロッパ地域レジームの検討

第四章 全欧安全保障協力機構 (O S C E) とU N H C R

の協力 (一九九二—二〇〇五年)

第一節 はじめに

第二節 非難民に関連するO S C Eの次元 (Dimensions)

(一) 主たる職務

(二) 非難民に関連する次元 (Dimensions)

1. 人的次元 (Human Dimensions)
2. 政治・軍事故元 (Politico-Military Dimensions) における紛争の予防と管理

第三節 O S C EとU N H C Rの制度間協力の起源—U

N H C Rの旧ソ連邦諸国におけるブレゼンスの確立

(一) 一九九一年 U N H C Rと解体するソ連邦との協力

(二) 一九九二年以降 U N H C RとO S C Eの協力の開始

(三) 一九九六年以降 「難民と移民に関するC I S会議」プロセス

1. 一九九六年 難民と移民に関するC I S会議
2. 一九九六年—現在 C I S会議プロセス

第四節 協力の進展

(一) フィールド

(二) 法制度

1. 国際連合憲章
2. 難民の地位に関する一九五一年ジュネーヴ条約
3. U N H C Rの活動拡大に関わる国際連合総会とU N H C R執行委員会の決議
4. O S C EとU N H C Rの制度間協力に関する覚

書 (Memorandum of Understanding)

(三) 協力の深化の再確認

第五節 小括

第五章 欧州連合 (E U) の難民庇護レジーム (一九九二

—二〇〇五年)

第一節 はじめに

第二節 冷戦後の E U の難民庇護レジーム

(一) 制度の変遷

1. 政府間協議—域外市民の移動の管理
2. 共同体事項化—管理過程の拡大

(二) 現行の政策

1. 列柱横断型アプローチ
2. 庇護申請事前審査手続基準 (ダブリン手続)

第三節 ダブリン手続の根拠規定と「安全な国」の原則

(一) 根拠規定

1. ロンドン決議

(1) 「明らかに根拠のない」庇護申請

(2) 「安全な第三国」

(3) 「安全な出身国」

2. アムステルダム条約追加議定書

第四節 「安全な出身国」ホワイト・リストに見る E U

と難民出身国の関係

(一) 非加盟国出身者の庇護制限

1. 制定過程—ドイツ基本法第 16 条改正

2. 検討—他の加盟国による「安全な出身国」ホワイト・リスト

(二) 加盟国出身者の庇護制限

1. 制定過程—アムステルダム条約追加議定書

(1) 背景—外交問題としての E T A 政治亡命と犯罪人引渡

(2) スペインの主張—他の加盟国による庇護の否認

2. 検討—特殊政治犯対策が庇護権一般の制限へ転化

(三) 「安全な出身国」ホワイト・リストと共通外交政策の展望

策の展望

1. 「安全な国」地図

2. 「安全な国」に対する外交政策

第五節 小括

第六章 結論—避難民の保護における国際レジームとヨーロッパ地域レジームの役割

第一節 避難民の保護におけるグローバル・ガバナンス

第二節 国際レジームとヨーロッパ地域レジームの役割

第三節 結語

付録

関連年表

参考文献

Ⅱ 内容

本論文の目的は、避難民の保護に関する国際協力が制度化した歴史的な経緯とともに、その意義を社会科学と国際政治理論の大きな潮流に位置づけながら明らかにし、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）を中心とする現行の国際難民庇護の制度化を検証することである。

脆弱な脱国家主体である避難民の国際的な保護は、単なる慈善や危機への個別対応を超え、その恒久的な解決のために国際社会が一貫して取り組む国際公共政策のひとつとなっている。政治や宗教から中立な人道主義に基づく国際的な保護が、二〇世紀初頭に誕生してから、世界大戦間期、冷戦期を経て、今日のグローバルな市民社会に至るまでに制度化し発展してきた経緯、および今日の国際保護レジームと地域レジームの重層性と相互補完性を明らかにしている。

近代国際社会は、共同体の有機的な秩序を司る共通の自然法則がない無秩序であり、個人、法人、世俗国家間の契約を原型とした社会である。そこにおいて市民個人や少数派集団の権利は元来、領域を基盤とする政体（polity）を

通じた治者と被治者の相互関係により保障される（立憲秩序）。しかし避難民とは、出身国による保護を受けることができないか受けることを望まない者であり、出身国政府との法的な紐帯を法律上または事実上失いその正統な構成員から逸脱するものとして排除された脆弱な脱国家主体である。避難民の保護については、個別の危機についての事例研究、国際機関による活動記録、現行の法制度についての国際法の研究、国際機構論による法文書・政治文書の体系的な整理が蓄積され、避難民の発生原因や避難民の流入が引き起こす経済的・社会的な現象についても広く関心が払われてきた。しかし制度や政策の分析を通じて従来型の検討は、利害に関係する主体（stakeholder）間の相互関係とそれが敷衍された社会現象を部分的に切り取るにとどまり、既存の制度の存在と正統性を前提とする限り考察の射程を決定論に据えてしまう。そして従来型の因果の説明では、国家によらない新しい形態の暴力の犠牲者を含む避難民・紛争犠牲者、すなわち民族、階級、ジェンダー、年齢などあらゆる社会構成において非均質的な集団が国境を越えてもたらず無秩序（anarchy）について、その保護のために民間・国家・超国家という多種多様な主体が重層的に絡み合いながら介入し、無秩序状態からの組織形成

(organization) と秩序の制度化 (institutionalization) を国際社会が全体として模索している事態を説明できないのである。

そこで小澤君は、国家もメタ／サブナショナルなセクターも国際社会の主体とする視点を補うことで、脱国家主体である避難民や紛争犠牲者を国際関係に取り入れ、国際社会によるその権利構築と救済措置の発達を論じ得ると考えている。避難民の保護は、人権と安全保障という国際公共財に関する国際組織の制度化のひとつである。世界的かつ構造的な問題に対処するための国家間協調の制度化について理論的考察を提示する自由主義制度論・レジーム論に着目し、国際公共財の管理において国家が自己利益を調整し強調する場として国際機関を評価することで、可視的な組織 (organization) に加えて不可視的な原則、規範、ルールをめぐり関連主体の期待が収斂し制度化した政策決定の場 (institution) としてのレジーム (regime) を避難民の保護の制度化に応用することができる。すなわち規範・パワー・ルールをめぐる国際的な政策決定過程に制度の自律的な発展と世界政治の変容の可能性を包摂したレジーム論に、非国家主体・脱国家主体の政策形成作用を補足した社会構築主義を援用することにより、避難民の問題に関わ

る多種多様な利害関係者——脱国家主体である紛争避難民、避難民の発生源・通過国・庇護国・援助国、それに関わる超国家的な地域・国際機関、脱国家的な市民社会 (NGO)——を、それぞれにアイデンティティとパワーを持ち、重層的に相互関係を構成しながら規範とルールの形成に参画する主体として総体的に考慮し、問題の動態を明らかにすることができるとする。

さらに国際政治を見る目にはホッブズ的世界観 (紛争と無秩序)、カント的世界観 (平和共存) とグロティウスの世界観 (国際社会による紛争の司法的解決) があるが、ホッブズ的世界観に基づく無秩序に、カント的世界観とグロティウスの世界観に基づき浮かぶ島 (国家) と筏 (多国間機関・レジーム、超国家または地域的な合意と制度、市民社会) がネットワーク化しながら現存の秩序の形成と維持を担っていると言える。国際政治の基本単位は未だに国家であり、国家が実際に確定した領域を基盤とする政体を通じた治者と被治者の相互関係により市民や少数派集団の権利を保障するのが立憲秩序であり、現行の難民条約体制においても難民の権利の具体的な保障に最も責任を有しているのは国家 (締約国) である。しかし今日の国際社会は、近代主権国家に拘束されることがなく、国際社会に存在する

国際法の主体となり得るものすべて（個人、民間部門、非政府主体、超国家組織など）を包括した枠組みの中で、政府間だけでなく、国際組織や国際会議での決議に則る形で国内立法や政策決定を行うことが日常的になっている。国家と統治機構・市民社会が、国家による人的・経済的資源の出資と組織間の実務的関係のみならず、国家間関係を越えたグローバルな国際社会が、国家の監視・監督、制度間協力という主体間の相互作用による秩序形成を行ってきたことは、グローバル・ガバナンス論としてここ一〇年間で多くの研究が見られるようになっていくが、そこにおいて特に地域レジームが果たす役割については先行研究が欠如している。

そこで本稿は、その事例として汎ヨーロッパ・ユーラシア地域レジームに着目する。同地域は絶えず紛争による破壊と暴力に直面してきた一方で、避難民を含む犠牲者を保護し救済する国際的な規範とルールを草創し発展させ、戦後の発展を築いてきた先進的な地域であり、同分野における地域協力の発達とともに地域機関の職務権限が一定程度確立している。そしてヨーロッパ地域で発達したユニークな人道主義の歴史が持つ意義は、同時期に他の地域で起きていた状況、例えば世界大戦後の北東アジアと比べても明

らかである。世界大戦中と戦後のヨーロッパでは、避難民が路頭に迷い社会混乱が増大していたが、そのような時にも民族や国籍にかかわらず避難民を救援し復興に取り組む国際的な動きがすでに見られていたのである。今日ではヨーロッパの他にもアフリカや南米において、難民の保護に関する地域の需要をグローバルな保護体制に補完する地域的な機構は発達してきており、その比較の視座を示唆することができる。

具体的には、国際レジームと地域レジームの発展を刻印したと認められる顕著な事例に絞って、一次資料に基づいた実証を行うことにより、個人・民間・国家・国際機関に加えて地域機関が交錯する避難民の保護の実際と今日的な課題を、二〇世紀の国際政治環境の変遷と国際政治理論の大きな潮流に関連付けて考察を行っている。

このような問題意識を持って、第一部においては、避難民の保護に関する国際レジームの形成、発展と拡大を明らかにしている。第二章は、現行の戦後レジームであるUNHCRが世界の問題に介入する国際機関としての現在の形をおおよそ整えるまでの前史として、大戦間期から冷戦初期までの発展の過程を分析している。避難民の保護に関する国際協力は、大戦間期に国際連盟難民高等弁務官事務所

(LNHCR) として準備され、第二次世界大戦の全体戦争で人道支援が困難を極めた中にも細々としかし脈々と継続し、戦後制度である国際難民機関 (IRO)、さらに UNHCR へと編入されたことを、国際連盟期の史料と二次文献を丁寧な分析して論じている。

続いて第三章において、多様な主体と広い政策領域に大きく拡大した避難民の保護レジームを例証している。その事例として扱うアフガニスタンは、過去三〇年間で最大の避難民の危機であり、大国の軍事介入と地域・民族・国家と国際人道支援団体とが複雑に絡み合う中での UNHCR の最大の挑戦は、避難民の保護のレジームの発達を促してきたことを顕著に反映していることを証明している。

第二部は、グローバルな制度と同時並行的に発展し、ヨーロッパ地域において特に発達した重層的な地域レジームに焦点を当てている。第四章において、ユーラシアを包含する全欧安全保障協力機構 (OSCE) と UNHCR の避難民の保護における協力が生まれ、規範を継承・学習する地域フォーラムが確立されたことを、旧ソ連邦地域で大規模に発生した避難民の危機を事例にし、OSCE プラハ公文書館の未公開資料を用いて論じている。さらに第五章では、欧州連合 (EU) の避難民の庇護レジームが冷戦後に

顕著に発達してきたことを丁寧な分析し、地域機関の権限が増大するとともに、その政策決定が逆に国際的な合意にも影響を与える可能性が開けてきていることを、英語とフランス語の膨大な一次・二次資料による外交政策の分析を通して実証している。

結論として、ヨーロッパ・ユーラシア地域レジームが国際レジームを補完し相乗しながら避難民の保護に関するレジームを重層的に構築してきた姿を、グローバル・ガバナンスの模索、すなわち従来の国家と国際機関に非国家主体と超国家主体を含む市民社会による国際主義が参加し、国家間の権力政治の間隙に発生した無秩序 (anarchy) からの機構による組織形成 (organization) の制度化 (institutionalization) の発展段階として結論付けている。

Ⅲ 評価

評価すべき点は、まず第一に、小澤君が、留学の機会を最大限に利用し、膨大な英語とフランス語の一次資料・二次資料を収集し、分析していることである。とくに国際連合難民高等弁務官事務所 (UNHCR) ジュネーブ本部、赤十字国際委員会ジュネーブ本部、ストラスブール人権国際研究所、欧州安全保障協力機構プラハ公文書館をはじめ

とする関連機関にて精力的に調査を行い、自ら避難民キャンプを訪れ、避難民支援に関わる政策決定者に積極的にインタビューを行っている。こうした小澤君の精力的な意欲、果敢な行動力、冷静な分析に裏打ちされた研究は、従来の日本の学界の水準を大きく超えた国際レベルの研究として大きく評価できる。

第二に、学会への貢献としては、国際政治理論・国際機構論、避難民研究への貢献がある。従来の避難民の研究は、国際法、出入国管理法、歴史、経済、社会学、心理学など広範にわたるが、本論文は、それらを総覧した上で、国際政治理論によって、国家・国際機関・市民社会を包括して分析する方法論を提示することに成功した点は見事である。その際小澤君は、避難民の保護とは政府なきところでの秩序の模索であり、社会科学の究極的な存在意義のひとつは、あからさまな不平等や抑圧のない世界における人類の共生を模索することである、との認識に立っている。理論を慎重に扱いながらも、避難民という生身の現実を直視した地道な検証を行うことにより、知的流行としてのグローバル・ガバナンス論の抽象論に陥ることなく、学会に貴重な事例研究を提供している。

第三に、従来「平和主義・協調外交の失敗」にばかり焦

点が当てられてきた大戦間期について、避難民の保護制度の誕生と発達という独自の視点から、一次・二次資料を丁寧に分析し、とくに国際連盟難民高等弁務官事務所、ナンセン事務所、政府間会議、国際難民機関などの前身機関の創設と活動とを分析した本邦で初めての研究であり、今日の国際連合体制との連続性を明らかにしている点は大いに評価できる。

第四に、避難民に関する国際保護レジームの重層化について、アフガニスタン危機を事例として取り上げ、当該地域の民族・地政状況を明快にまとめるとともに、UNHCRの活動が、アフガニスタンから、イラン、パキスタンへと広がりながら発展し、避難民の帰還促進や国際社会（資金拠出国および国際機関）へのアピールの実態を描き出すことに成功している。

第五に、第二部において、ヨーロッパ地域レジームが検討され、OSCEについては、わが国における従来のOSCE研究のレベルを大きく超え、避難民という新しい着眼点から、未公開資料を用いて機構間協力を緻密に分析した点が評価できる。また、EUの避難民庇護レジームの形成については、EUおよび加盟国が複雑に入り組んだ政策決定の姿を見事に整理し、域内の政策決定と対外的な影響の

関連を指摘した上で、国際的な庇護体制との協力と相克を提示した力量は大きく評価できる。

第六に、避難民の保護は、国際社会が一貫して取り組む問題として、従来の国家を基本としながら、多国間機関による国際レジーム、地域レジームと市民社会を加えて発達し、一定数の人命とその政治的自由の保護を実現してきたグローバル・ガバナンスの実態を明らかにするとともに、その限界も指摘したことである。

このように、本論文は、避難民の保護におけるグローバル・ガバナンスに関して大きな貢献をもたらすものであるが、本論文にもいくつかの課題がある。

第一に、用語の問題として、「避難民」という語が定義なく使用されている点が問題である。難民 (refugee) や国内避難民 (internally displaced persons) という学術用語は存在するが、「避難民」は必ずしも学術用語ではなく、もし使用するのであるならば国際政治学の立場から厳密な定義を最初に行うべきである。

第二に、制度の構築に関する記述で不十分な面が散見される。とくに第五章の EU の難民庇護レジームについては、政府間協力と共同体方式の相違による議論を十分に行うべきであった。政府間協力においても、マーストリヒト条約

以前は EU 外での政府間協力 (シェンゲン条約)、同条約後は EU 内での「司法内務協力」があったこと、さらにアムステルダム条約で難民庇護政策が「共同体化」された後、実際の制度作りはタンベレ欧州理事会での決定に基づき、難民庇護関連の指令採択という形で進められたこと、さらにダブリン条約がダブリン規則になったことなど、それぞれ簡単に触れられてはいるが、その意味するところについては十分説明、検討されているとはいえない。

第三に、国際レジームと地域レジームの肯定的な側面を理論と実証によって立証しているが、反証として、国際機関や様々な主体の介入が、かえって混乱や失敗をもたらす場合についても事例研究が望まれる。例えば冷戦期や脱植民地戦争において、大国 (旧宗主国や常任理事国) の阻止により避難民の支援に介入ができなかったアルジェリアやビアラフなどの例、また冷戦後でも旧ユーゴスラビアやルワンダなどにおいて、国際社会をもつてしてもジェノサイドを回避できなかった例も考えられる。

第四に、前記と関連し、ヨーロッパで誕生し普遍性を得た避難民保護の規範について国際レジームを論じるのであれば、汎ヨーロッパ・ユーラシア地域のみならず、アフリカ、中南米、あるいは地域主義の見られないアジアにおけ

る施行の状況について比較検討が必要であろう。

以上のような問題点はあるが、本研究が今日の学界に大きな貢献をしたことには異論がない。とりわけ、我が国の国際協力、人道支援・開発支援政策、出入国管理政策にも広く議論を提供するものとして、当該分野における研究が不足している日本における社会的意義の大きい研究であることも強調に値する。

Ⅳ 結論

よって審査員一同は、小澤藍君が提出した本論文が、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するに十分値するものと判断し、その旨を報告するしだいである。

平成二十一年二月七日

主査 慶應義塾大学法学部教授 田中 俊郎
法学研究科委員

副査 慶應義塾大学法学部教授 関根 政美
法学研究科委員社会学博士

副査 慶應義塾大学法務研究科教授 庄司 克宏